

市と市民・市民公益活動団体の 協働によるまちづくりの進め方

～市民公益活動における促進諸施策のあり方について～

第 2 次 中 間 答 申

平成16年(2004年)2月16日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

目 次

第2次中間答申にあたって	2
第1章 協働を進めるための基本的な考え方	3
1. 協働の概念	3
2. 市と市民、市民公益活動団体、事業者の協働の意義	3
3. 市と市民、市民公益活動団体、事業者の協働による効果 ...	6
4. 市民公益活動団体の参入機会の拡充	8
5. 市と市民、市民公益活動団体の協働形態	8
6. 市民に対する協働理解の促進	13
7. 市職員の協働理解の必要性	13
8. 協働推進体制の整備	14
協働の推進体制のイメージ図	15
第2章 協働の具体的な進め方	16
協働の具体的な進め方（フロー）	16
1. 協働の導入における視点	18
2. 協働に適した事業の検討	18
3. 協働相手の選定に関する確認事項	20
4. 委託契約の方法	22
第3章 協働事業の評価とその活用	27
1. 評価の目的	27
2. 評価主体	27
3. 評価に必要な情報収集、整理と共有	27
4. 評価を測る視点	28
5. 評価の手法	28
6. 評価結果の活用	29
7. 協働事業及び評価結果の公表	29
8. 評価者の人材育成	30
資 料 大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況	31
大阪狭山市市民公益活動促進委員会名簿	32

第2次中間答申にあたって

近年、「大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針」の策定の趣旨にもあるように、社会経済情勢の著しい変化等により、法律や予算に基づき公平・公正なサービスの提供を中心として行う行政や利潤追求を目的とする事業者だけでは、多様化し、増大する市民ニーズに十分な対応が難しい社会となっています。

こうした社会状況に対応するためには、年々活発化しているボランティアや市民公益活動団体、事業者が社会的役割分担を行い、協働して社会的課題や地域課題の解決に取り組みながら新たな地域社会を創造していくことが求められています。

市民公益活動促進委員会では、市長の諮問に応じ、「市と市民・市民公益活動団体の協働によるまちづくりの進め方」について平成15年8月26日から審議を重ねた結果、同年10月20日にはその審議内容を市の平成16年度当初予算編成に向けた「協働事業の具体化」を図るための概要報告としてまとめましたが、その後も特に「協働事業の評価とその活用」に力点をおいて審議を続け、概要報告の内容を含め、第2次中間答申としてまとめました。

また、本委員会は、先に平成15年7月18日の中間答申において、「市民公益活動促進のための補助金制度及び支援基金のあり方」について提言しました。厳しい財政状況にもかかわらず、この中間答申を真摯に受け止め、平成16年度からの具体化に向け精力的に取り組まれている大阪狭山市に敬意を表します。

今後は、本答申が中間答申と同様に、大阪狭山市の市民公益活動促進に活用されるよう期待します。また、引き続き、市から諮問された審議事項について広く市民や関係機関などからも意見を聞きながら、審議を重ねていきたいと考えています。

平成16年（2004年）2月16日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員長 今西幸蔵

市民公益活動団体

市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものが市民公益活動ですが、主として市内を活動地域とし、これを継続して行う団体のことが市民公益活動団体です。

市と市民・市民公益活動団体の協働によるまちづくりの進め方

第1章 協働を進めるための基本的な考え方

1. 協働の概念

本中間答申において、「協働」とは、「まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。」ととらえます。

支援と協働の違い

市民公益活動団体への支援という場合は、市民公益活動団体が活動しやすくするための様々な支援策のことです。例えば、市民公益活動を活発にするための公共施設使用料や課税の減免措置を講じたり、大阪狭山市のように市民活動支援センターを設置して活動スペースを提供したり、あるいは市民公益活動促進のための補助金制度や融資制度を設けて資金支援をするといった施策のことです。

一方、市民公益活動団体との協働という場合は、上記「1. 協働の概念」の内容のことを指します。例えば、より市民ニーズに合ったものにするために、市民活動支援センターなどの管理運営を同様の目的を持って活動している市民公益活動団体に委託したり、また、市と共通の公共的目標に向かって市民公益活動団体が行う事業に補助金を交付したりするといったようなことです。

つまり、「支援」とは、市民公益活動団体の活動を活性化するための環境整備を目的としていますが、「協働」とは、市の特定の政策目的を市民公益活動団体と共に取り組むということです。

2. 市と市民、市民公益活動団体、事業者の協働の意義

市と市民、市民公益活動団体、事業者の協働は、既存の社会システムから新たな社会システムに移行するための原動力となるものとして期待されています。そこで、そうした協働の意義について、次のようにまとめました。

(1) 「市民の自発性と自己責任を基調に相互に支え合う社会」の実現

地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指して「地方分権一括法」が平成12年4月に施行され、地方自治体は、中央集権・行政主導型から地方分権、市民参加・参画型社会の形成に向けて大きく変わろうとしています。

地方分権による地方自治の形成には、行政による団体自治とともに、住民の意思に基づいて行う住民自治が不可欠であり、自治意識を持った市民の参加・参画により行政施

策を進めることが求められています。

こうしたことから、市が自主性・主体性・自己責任を行動原理とする市民公益活動団体と協働し、施策を進めることは、これからの「市民主体のまちづくり」につながる重要な方策です。

(2) 行財政改革の推進

市と市民公益活動団体が、新たな社会的役割分担に基づいて、協働事業を進めていくことは、市が現在行っている事務事業の見直しにつながります。これは、市が直接行うことが当然と認識していた事業も市民公益活動団体と協働することにより、サービスの向上、行政機能のスリム化、経費の効率・効果的な執行など、さらに行財政改革が進むものと考えます。

(3) 市職員の意識改革

協働を推進することにより、市職員が、市民を単に公共サービスの受け手として、また市民公益活動団体を市とは異なった目的を持った活動団体あるいは市の下請け的存在としてとらえるのではなく、社会的役割分担に基づき、責任をもってまちづくりを担う「対等なパートナー」として認識する意識改革が進むものと期待されます。

(4) 社会的役割分担における公共サービスの充実

市民の多種多様なニーズにより、求められるサービスが増大しつつあります。このため、市が担うべき公共分野、市と市民が協働する公共分野、市民の自己責任のもとで行われるべき公共分野に役割分担を行うことが求められています。

市が提供するサービスに限界があり、営利組織が提供するサービスは内容・費用面などから市民の利用が限定されます。このため、サービスの量的な確保だけでなく、質的な面からも、市民公益活動団体がサービスの中の一定の役割を担うことが望まれます。市民公益活動団体は、自らの活動理念に基づき、多様な公共分野で地域に密着した活動を行っています。このため、市民の個々のニーズに応じ、柔軟かつ機動的に地域の実情に即したきめ細かな公共的サービスを提供することができる主体として期待されています。

地方分権社会では、市と市民とが、新たな役割分担をする中で、協働関係を構築し、より質の高い公共サービスを市民に提供していくことが重要です。

(5) 生涯学習推進によるまちづくり

生活を生きがいのある、より豊かなものに変えていくために、今までの経験や知識を活かし、また、新たな学習の実践活動として、自発的に地域社会に貢献しようとする人々が増えています。このようなボランティアやボランティアを希望する人に対して、地域社会とのつながりのなかで自己実現や生きがいを得るための機会・実践活動の場を提供する主体として、市民公益活動団体は期待されています。また、市においては、生涯学習部局だけが生涯学習を推進するのではなく、他の行政目的をもつ部局においても生涯学習の視点を導入し、事務事業を実施することが重要であり、また、その要素として市

民公益活動団体と協働していくことが、「生涯学習推進によるまちづくり」につながることにあります。

(6) 新たなマーケットや新規産業の創出

事業者が社会貢献活動の一環として市民公益活動団体を支援するだけでなく、市民公益活動団体と事業者が互いに持ち味を活かしながら連携・協力することで、社会的課題、地域課題が解決されると同時に、新たなマーケットやコミュニティビジネスなど新規産業の創出をもたらすこととなります。こうした動きは、地域経済活性化の面からも重要性が増しています。

コミュニティビジネス

福祉、環境、子育て、教育などの分野において、地域に暮らす人々の生活を豊かにするサービスの提供をビジネスとしたもの。地域住民や市民公益活動団体、事業者などが主体となり、人材や資材、資金、情報などの地域資源を活かして地域課題の解決に向け継続的に取り組むことによりビジネスとして成立させるものです。これは、事業を通じて地域貢献することがより大きな目的となっています。

支援・協働のための8つの基本原則

自主性の尊重

市は市民公益活動の自主性・自発性を尊重し、側面的・間接的支援を行うこと。

多様性の尊重

市民公益活動において、異なる個性や価値観が理解され、受け入れられること。少数者の意見や発言が尊重されること。

対等な関係

市と市民・市民公益活動団体との協働においては対等であること。

自立（自律）化の原則

市の支援は、市民・市民公益活動団体が自立していく方向で行い、新しい活動が生まれ育つ環境を整備すること。

目的共有の原則

協働において、活動の目的を共有すること。

相互理解の原則

市民・市民公益活動団体と市がそれぞれの特性（長所・短所）、立場を認識し、理解すること。

公開の原則

支援・協働関係には、外部に透明性と説明責任があること。また、支援・協働事業への参入は条件が満たされれば誰でもできること。

評価の原則

市も市民公益活動団体も、自らの事業に対して自己評価を行い、その結果を公表すること。

上記基本原則は、大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針より抜粋

3. 市と市民、市民公益活動団体、事業者の協働による効果

市、市民、市民公益活動団体、事業者、それぞれにおいて協働によってもたらされる効果について、次のとおりまとめました。

(1) 市にとっての効果

- ・ 協働することで、よりの確な市の施策の展開や人、物、金、情報など地域資源の有効活用が図られます。
- ・ 市民公益活動団体の持つ特性・専門性を活かすことで、多様化する市民ニーズに対応し、よりきめ細かな質の高いサービスの提供が可能となります。
- ・ 協働の視点から事業の見直しを行い、事業を市民公益活動団体と協働により実施することで、サービスの向上、行政機能のスリム化、経費の効率・効果的な執行などが図られ行財政改革が進みます。
- ・ 多様な価値観に基づき活動する市民公益活動団体との協働により、行政における従来の画一的な公益性の概念から、多様な公益性の概念を認めていく意識への変革が図られます。
- ・ 地域に密着した市民公益活動団体が市の事業計画の構想段階から参画し協働していくことが、市民の市政への参加・参画の促進につながります。

(2) 市民にとっての効果

- ・ 市民ニーズにあったきめ細かで柔軟な公共サービスを選択できるようになり、地域社会に暮らす市民生活の質の向上につながります。
- ・ 市政がより身近なものになると同時に、市民公益活動への関心や参加意欲の向上にもつながります。
- ・ 市民の自己実現や生きがいを得るための機会・実践活動の場が増えます。
- ・ 市民公益活動の活性化に伴い、新しい雇用機会が拡大します。
- ・ 市民公益活動や協働への理解が深められるとともに、「協働によるまちづくり」の視点から、市政への関心、参加・参画意識が高まっていくことが期待されます。

(3) 市民公益活動団体にとっての効果

- ・ 市民公益活動への社会的理解や活動自体の社会的評価が高まり、市民公益活動団体の持つ社会的使命（ミッション）を効果的に実現することができます。
- ・ 市民公益活動団体の持つ情報や知識を市に伝える機会が増えることで、市民公益活動団体に対する市の理解や評価が高まります。
- ・ 自立（自律）化、公開、評価といった原則のもと、事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、市民公益活動団体のマネジメント力の向上につながると同時に、既存団体が持つ社会的使命などについても時代に適合した新たな見直しが求められ、これにより団体の活性化が図られます。
- ・ 市や事業者と協働事業することで、ネットワークや活動領域の広がりが期待されます。

(4) 事業者にとっての効果

- ・新たな顧客を獲得できる可能性があります。
- ・異なる発想や行動原理を有する市民公益活動団体との協働により、事業者にはない発想や多様な価値観を見出すことで、新たな事業分野の開拓につながります。
- ・公共サービスの充実に貢献することで社会的責任が果たすことができ、その結果、事業者のイメージアップにつながります。

協働事業例

P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

参 考

～ 市民公益活動団体の特性 ～

1. 自主性・自発性

自らの価値観に基づいて自主的・自発的に取り組むことから、行政の方針や支援あるいは営利につながるかどうかにとらわれることなく、独自に活動することができます。この自主性・自発性はすべての市民公益活動に共通する基本的な特性です。

2. 先駆性

自らの価値観に基づいて自主的・自発的に取り組むことから、制度的に対応しにくいような新しい地域の課題に先駆的に取り組むことができます。このような先駆的な取り組みは、一定の社会的な認知を受ければ制度化され、行政による対応に移行することもあります。

3. 多様性

自主的・自発的に取り組む様々な活動により、結果的に提供されるサービスは多種多様なものとなり、そのことにより受益者(市民)の選択肢が広がることとなります。また、こうした多様性がサービスの競争を生み、サービスの水準向上にもつながります。

4. 専門性

自主的・自発的な取り組みが継続的に行われることで、その分野における実践から得た知識や経験が蓄積され、地域の課題解決に対する専門的な取り組みが可能となります。

5. 迅速性

制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自主的・自発的に行われる取り組みであることから、状況に応じて迅速に活動ができます。

6. 地域性

活動の発想が市民生活の現場にあることが多いので、地域の課題解決に対して、必要な公共サービスを提供することができます。

4 . 市民公益活動団体の参入機会の拡充

協働によるまちづくりを進めるためには、これまで市が直接実施していた事業や、事業者などに委託していた業務においても、その内容において市民公益活動団体の参入機会の拡充を図ることが重要です。そして、市が市民公益活動団体に委託する際には、幅広い情報やその選定経過を積極的に公開することが必要です。

また、市民公益活動団体との委託における協働関係を安易に長期継続することは、既存の補助金制度に見られるように既得権益化につながる恐れがあり、そのためにも、競争原理の導入、事業評価、事業全体の見直しを常に行うことが大切です。

参 考

地方自治法第 244 条の 2 の改正

従来この条文は、今まで公の施設の管理に関しては、公共的団体としての要件に適合する公益法人へ委託することに限定するものでありましたが、今回の法改正は、この管理主体の範囲を指定管理者制度により、さらに市民公益活動団体や民間事業者などに広げる内容となっています。これは市民サービスの向上、行政コストの縮減などを図ることを目的とするものであり、このように行財政改革の視点からも、多様な特性を持つ市民公益活動団体の参入機会の拡充が図られています。

〔指定管理者制度とは、公の施設の管理を設置者である地方公共団体が指定する管理者に代行させる制度〕

5 . 市と市民、市民公益活動団体の協働形態

事業目標を達成するために、最も効率的・効果的な協働形態を選択することが重要です。また、どのような形態を選択するにしても、市・市民・市民公益活動団体の担う役割や経費の分担を明確にする必要があります。

そこで、協働形態として、(1)政策提言・企画立案過程における協働、(2)委託契約に基づく協働、(3)補助金交付等に基づく協働、(4)共催に基づく協働、(5)事業協力に基づく協働、(6)実行委員会・協議会に基づく協働、(7)後援に基づく協働、(8)情報提供・情報交換に基づく協働の 8 種類の形態とそれぞれの概要や効果、留意点を考えました。また、今後の状況により新たな形態が考えられる可能性があるため、最後に「(9)その他の協働」を入れました。

(1) 政策提言・企画立案過程における協働

〔 概 要 〕

専門性や先駆性、地域性など多様な特性を持つ市民や市民公益活動団体は、市とは違った視点から効果的な政策提案を行うことが可能であるため、市が政策立案する場合、

政策形成過程に市民、市民公益活動団体からの提案あるいは参画を求めていくことやパブリックコメント制度などを活用したりする形態です。

〔効果〕

市の施策に市民や市民公益活動団体の専門的意見・提言、先駆的アイデアを反映できます。

〔留意点〕

審議会、委員会などにおいても、市民公募など積極的に市民や市民公益活動団体の参画を図る必要があります。

<参考> 大阪市が「審議会等の設置及び運営に関する指針」を平成13年に設けています。

パブリックコメント制度

市が計画や条例などを策定しようとするとき、その内容を案の段階で市民に公表し、その案に対する意見や提案、要望などを考慮しながら最終的な意思決定を行うというもの。また、寄せられた意見、要望を公表し、それに対する市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

(2) 委託契約に基づく協働

〔概要〕

本来市が行うべき事業や事務などを、市にはない専門性、先駆性、迅速性などといった特性を持つ市民公益活動団体に委託し、より効果的な取り組みを進めるための形態です。

この形態は、市民公益活動団体が地方自治法や市の財務規則などの関係法令に基づき委託契約を結ぶこととなりますが、入札への参加など契約上の取り扱いは、原則として、事業者と同様とすべきです。つまり、受託者である市民公益活動団体は、契約書、仕様書などに基づいて、債務を履行する義務を負うこととなります。また、こうした形態に対応できる多様な市民公益活動団体を数多く育てることも協働事業の推進には肝要です。

ただ、市の現状としては、市民公益活動団体への委託契約の実績が少なく、市民公益活動団体も他の自治体との履行実績もほとんどないといった状況と言えます。市としても市民公益活動団体の事業遂行能力に対し不安があり、市民公益活動団体も未経験なことから、慎重に委託契約を進めて行かざるを得ないと言えます。

現在、市における事業委託は、あらかじめ市に登録された事業者を対象に、指名のうえ入札・見積もり合わせなどを行い契約を行っています。市民公益活動団体への委託は、まちづくりへの市民参加であるという面と、社会福祉や子育て、環境などの活動領域からみると、市の現行の登録制度における業種形態には適合しない側面もあるかもしれません。しかし、市民との協働の意義に留意しながらも、現行の業者登録制度の枠組みの中で、市民公益活動団体に対する団体登録の仕組み（必要な添付書類、希望業種の新たな設定など）を検討していくことが必要であると考えます。

市の施策全般に関し、協働事業を展開するうえで、市外の団体も対象とすることを視野に入れておく必要があります。ただ、協働関係の推進に関し、市内で活動する市民公益活動団体を育成する視点も忘れてはなりません。

〔効果〕

市民公益活動団体の持つ特性・能力を活かした事業を実施することで、市民ニーズに合った公共サービスの提供ができます。

〔留意点〕

- ・ 特定分野において、市にない専門性を持つ市民公益活動団体に、その特性・能力が十分に発揮できる事業を委託することが大切です。
- ・ 事業に関する責任は、原則として委託する市側が負うことになり、事業の成果（著作権等）は市に帰属することになります。
- ・ 単なる市の下請けや安上がりのために委託するといった考え方ではなく、市民公益活動団体の専門性・自主性などが発揮された効果的な事業が可能となるよう、仕様書の作成については、市民公益活動団体の意見を参考にするなど創意工夫が必要です。
- ・ 入札や随意契約における業者の選定は、業者登録一覧から選定することになっていますが、当該事業にかかる市民公益活動団体の活動分野、事業遂行能力について十分な確認を行う必要があります。
- ・ 随意契約を行う場合は、その理由を明確にしなければなりません。市民などから選定方法や選定理由などを求められたときには、十分な説明を行うことが大切です。これは特定の市民公益活動団体の既得権益化を防ぐためにも重要です。
- ・ 契約経験の少ない、あるいは経験のないような市民公益活動団体との履行上でのトラブルなどを避けるためにも、契約方法や支払方法などについて市民公益活動団体によく説明し、十分に理解をしてもらう必要があります。
- ・ 円滑に事業を執行するためには、互いに情報提供・交換を行い、事業の進捗状況を的確に把握すると同時に、個人情報保護の観点から、その取り扱いについては特に注意し、原則として仕様書や契約書に明記しておく必要があります。

（３）補助金交付等に基づく協働

〔概要〕

対等な協働関係において「育成のための支援」ということではなく、共通の公共的目標を達成するための効果的な資金として位置付けられるもので、市民公益活動団体が自主的に行う事業に対して、申請に基づいて市が資金提供を行う形態です。

〔効果〕

市民主体の事業を推進し、補助事業を通じて市と市民公益活動団体の共通目的の達成を目指す効果があります。また、市が対応しにくい先駆的な事業を市民公益活動団体が実施することが可能となり、市民にとってサービスを受ける幅が広がります。副次的には、団体の自立・育成支援につながっていくこととなります。

〔留意点〕

- ・ 事業主体は補助を受ける市民公益活動団体の側ですが、補助されるという立場から市との対等性を失う危険性があります。

- ・補助金交付等により市民公益活動団体が安定的に活動するというようなことが続くと、市に依存する体質となってしまう、市民公益活動団体にとって最も大切な特性である自立（自律）性が失われてしまう恐れがあります。こうした事態を防ぐためにも、各種現補助金制度を見直し、時限性や透明性、競争原理を取り入れた新たな補助金制度を検討する必要があります。また、その制度は、公募方式を基本とし、公開審査やプレゼンテーションの導入、成果報告会の実施など、市民に開かれた協働形態を目指す必要があります。

この協働形態については、平成 15 年 7 月 18 日に市長に対して「市民公益活動における促進諸施策のあり方について」中間答申しましたが、その中で詳述していますので参考にしてください。

（４）共催に基づく協働

〔概要〕

共通目的の達成のために、市民公益活動団体と市が実施主体となって事業を行う形態です。

〔効果〕

市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことで、事業が充実することになります。また、市民公益活動団体と市との協力関係が促進されることになります。

〔留意点〕

- ・互いに対等な立場で役割分担や経費分担を行い、責任の所在を事業実施前に明確にしておくことが必要です。そのためにも可能な限り協定書などの形で文書化しておくことが望ましいと考えます。
- ・事業の構想段階から積極的に市民公益活動団体と情報交換するとともに、達成目標の共有化に留意することが必要です。そのためにも当然のこととして、打ち合わせ会議は集まりやすい時間帯に行うなどの配慮が必要です。

（５）事業協力に基づく協働

〔概要〕

市民及び市民公益活動団体と市の間で、人材やノウハウ、機材、物品、資金、情報など互いに出せるものは出し合うなど、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書などを締結するなど、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。

〔効果〕

市民や市民公益活動団体との事業協力により、人・物・金・情報など潜在する地域資源を引き出し、有効にまちづくりに活かすことができます。

〔留意点〕

- ・事業目標、事業内容、役割分担、責任、経費負担、事業期間、協定の有効期間といった項目を市民や市民公益活動団体と十分協議したうえで、協定書など文書で取り決め

しておくことが大切です。

- ・協定書など文書で取り決めた事項を基本に事業を実施している段階であっても、互いの情報交換を欠かさないようにすることが大切です。

協働事業例

アドプト制度

市民がその地域にある道路や河川などの公共施設を里親となって清掃や植生管理などを行う制度。行政は、必要な用具の貸与や敷地や施設の一部を活用させることなどのきっかけづくりを行うもので、まちづくりに対する市民参加を広げる手法の一つとして注目されています。大阪府でも積極的にこの制度を導入しています。

adopt : 養子縁組

(6) 実行委員会・協議会に基づく協働

〔概要〕

市民、市民公益活動団体と市などで構成された実行委員会・協議会が主催者となって、事業を行う形態です。

〔効果〕

市民や市民公益活動団体の持つ特性やネットワークを活かすことで、互いの信頼関係が構築されます。また、共有する地域課題の解決に向けた運営により、地域住民の身近な事業となります。

〔留意点〕

概ね共催に基づく協働と同じですが、この形態の場合、前例踏襲によりメンバーが固定されたりすると、事業の硬直化や活動の低下を招く恐れがありますので、必要に応じてメンバーを見直すことが必要です。また、協働である以上、従来のように市が事務局をすることが当然と考えるのではなく、市民自身による事務局の運営も望まれます。

(7) 後援に基づく協働

〔概要〕

市民公益活動団体が主催者となって行う事業について、公益性を認知し支援するため、後援名義の使用を許可する形態です。

〔効果〕

市や教育委員会が後援を行うことにより、市民公益活動団体への社会的信頼や市民の認知度が増すとともに、団体活動への理解を深めることに結びつきます。その結果、市民公益活動の活性化（促進）につながることを期待できます。

〔留意点〕

事業内容を十分に聞いたうえで判断する必要があります。また、市民公益活動団体の法人格の有無の関係や過去に後援実績がないといった理由だけで断ることなく、事業の公益性、後援に求められる諸要件の適合性から判断する必要があります。

(8) 情報提供・情報交換に基づく協働

〔概要〕

市が、市民、市民公益活動団体から市民ニーズや市民公益活動、協働事業などに関しての意見や提案を受けたり、お互いに情報交換する形態です。

〔効果〕

互いに持つ情報を提供し合うことで、情報収集の効率化や情報の共有化が図ることができます。また、共有する地域課題の解決につながる事業展開が可能となります。

〔留意点〕

市の協働原則を基本とし、建設的な意見交換を行うことや市民、市民公益活動団体の提案が事業に反映できるか十分に検討する必要があります。また、電子掲示板などIT化対策も視野に入れる必要があります。

(9) その他の協働

主要な協働形態として前述の8つの形態を考えてみましたが、これにこだわることなく、共通の公共的目標を達成するための新たな協働形態を検討し導入することも必要です。そのためにも、他自治体などにおける新しい協働形態の情報を収集し、市民などに提供する必要があります。

以上のような協働形態における事業実施に関するノウハウや問題解決能力などは、具体的に取り組んでいく中で培っていかざるを得ないと考えます。

6 . 市民に対する協働理解の促進

市民に対し、大阪狭山市市民公益活動促進条例の周知徹底とともに、協働の必要性などについてさらに理解を求めていくことが大切です。また、協働の裾野を広げるため、ボランティア育成講座など人材育成講座の実施により、多くの新しい人材の発掘、育成、確保に努める必要があります。

そのためにも学校教育や生涯学習機関との連携、幅広い層への働きかけが大切です。

7 . 市職員の協働理解の必要性

これまで公共サービスは専ら行政の領域であると認識され、行政もこうした市民ニーズに対応するための運営をしてきました。しかし、市民ニーズが多様化する中で、市民により良いサービスを提供するためには、市民や市民公益活動団体などと協働していくことが求められています。協働は、単に市の経費の節減や公共サービスの肩代わりを図るといった考え方ではなく、それぞれが社会的な役割を担い、協働してまちづくりを行っていくという考え方であり、このことを市職員が十分に理解する必要があります。

また、縦割りの業務運営にとらわれることなく、柔軟な発想に基づく新たな公共サ

ービスを提供できるシステムを構築すると同時に、これに対応できる市職員が必要です。特に、定型的な業務執行に慣れた市職員には、かなり強い意識改革が必要です。そのためにも、職員自身が仕事の内容を市民に分かりやすく伝えるための創意工夫・努力を行うとともに、市職員を対象とした協働に関する研修を行っていく必要があります。

相互理解と自主性の尊重

市民、市民公益活動団体と市は対等な関係であることを基本とし、お互いの立場や特性が異なることをよく理解しながら、長所を活かすことを前提とした話し合いを行うことが大切です。また、協働する際には、市民、市民公益活動団体がその特性を発揮できるよう、その自主性、自立（律）性を尊重することが重要です。

8. 協働推進体制の整備

市として全庁的に市民、市民公益活動団体との協働を進めるための仕組みができると、各部署で協働事業を着実に進めることができるようになります。そこで、協働を全庁的に推進するための体制づくりに関する重要ポイントを、次のようにまとめました。

（１）市における推進体制のあり方

各部署で協働を着実に進めるには、全庁的に市民との協働を推進するための仕組みづくりが必要です。そのためには、市民公益活動に関する総合的な窓口を設置すると同時に、市民公益活動促進本部の取り組みの強化、各部署や市民活動支援センターとの連携協力といった部局横断的な体制による協働事業の推進が必要です。

また、政策形成・決定過程において積極的な市民参画を進める必要があります。つまり、市の各種審議会、委員会などへ公募により市民委員を積極的に登用したり、その機関の透明性を高めるため、会議、審議内容などを市民に公開するよう努める必要があります。

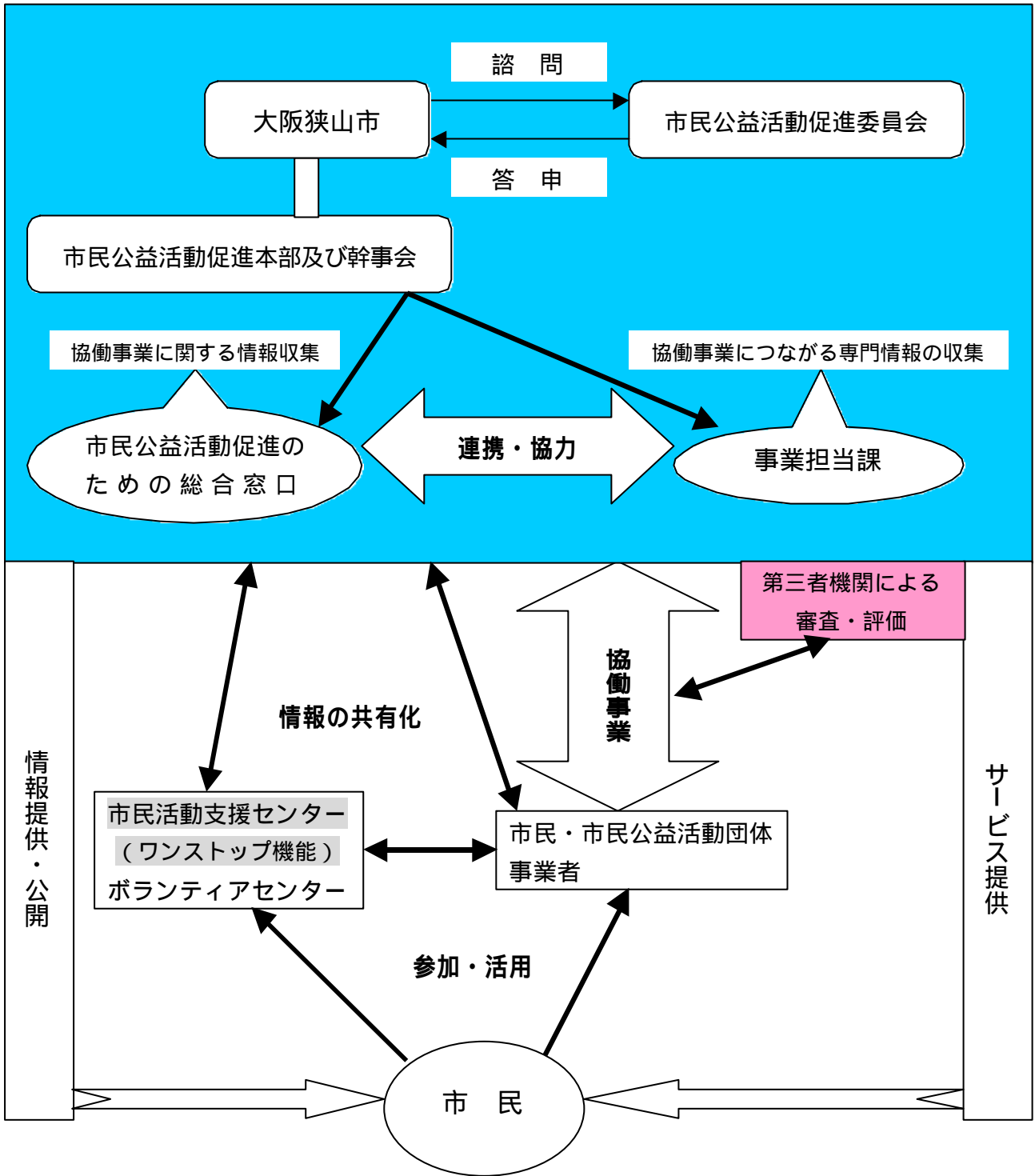
（２）市民公益活動団体等との情報交換及び情報提供

協働事業を検討する場合は、市の事業担当者とその分野で活動する市民や市民公益活動団体で意見交換会を行ったり、広報やインターネットなどを活用して市の情報を広く提供したり、協働事業の企画案を公募したりすることが有効です。

（３）市民活動支援センターとの連携及び市民公益活動団体等に関する情報収集

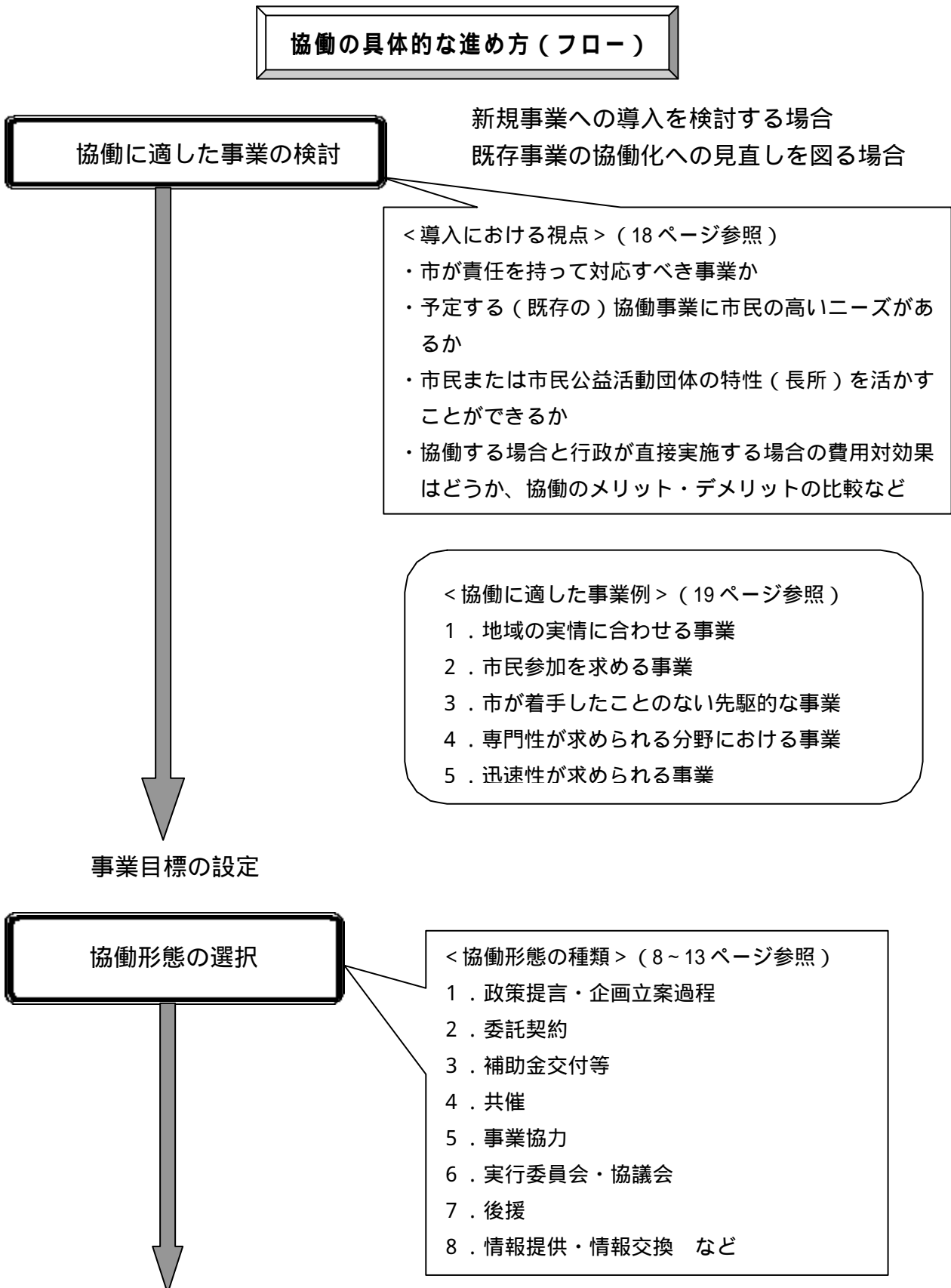
市民公益活動に関する総合的な情報などを持つ市民活動支援センターが、市民及び市民公益活動団体と市の担当部署との橋渡しを行い、協働事業の検討のきっかけを提供する機能を有することが大切です。また、市民、市民公益活動団体の活動内容に関する情報を積極的に収集・整理・発信することも大切です。ただ、特に市民個人に関しては、個人情報保護の観点を忘れてはなりません。

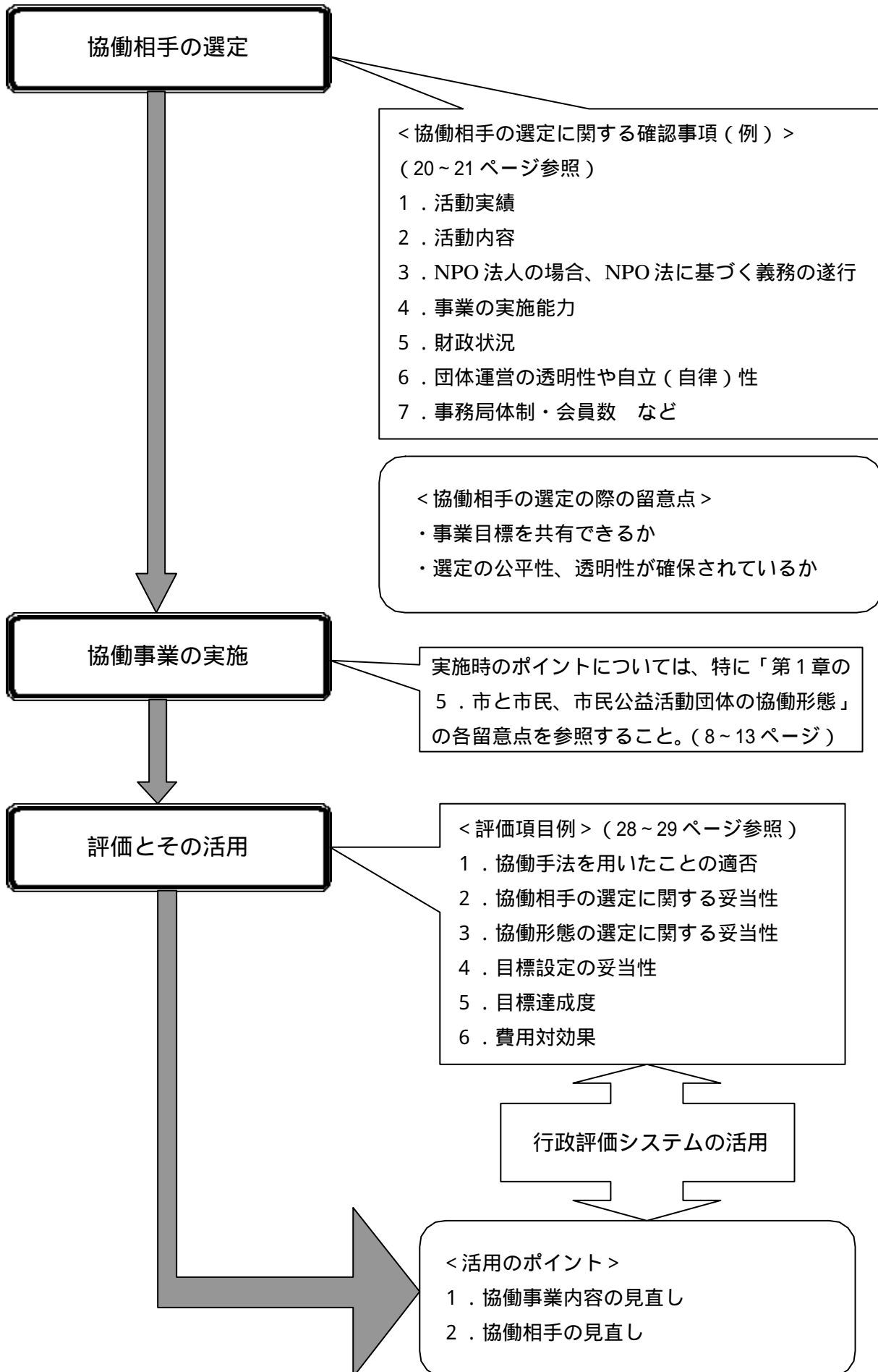
協働推進体制のイメージ図



第2章 協働の具体的な進め方

市民、市民公益活動団体と協働して事業を実施する場合の基本的な流れ（フロー）を、次のようにまとめました。





1. 協働の導入における視点

新規事業に協働の手法を導入したり、既存事業の協働化に向けて見直す場合に注意すべき協働基準とも言えるチェックポイントを、参考までに次のとおり例示しました。

(1) 実施主体、目標

- ・市が責任を持って対応すべき事業なのか
- ・市民公益活動団体で実施すべき事業ではないのか
- ・事業目標や課題解決には、市民、市民公益活動団体と市の協働が必要なのか

(2) 市民ニーズとその満足度

- ・予定する(既存の)協働事業に市民の高いニーズがあるのか
- ・協働によって、市民へのサービスの質や量が充実するのか

(3) 市民、市民公益活動団体の特性とその存在確認

- ・市民または市民公益活動団体の特性(長所)を活かすことができるのか
- ・対象事業の分野で活動する市民や市民公益活動団体が存在するのか

(4) 費用対効果及び協働のメリット・デメリット比較

- ・協働する場合と行政が直接実施する場合の費用対効果はどうか
〔費用に見合った効果が期待できるのか〕
- ・協働のメリットとデメリットを比較し、メリットの方が大きいのか
〔対象事業ごとに市民、市民公益活動団体と協働した場合に想定される具体的なメリット・デメリットについて、公平性、効率性などの面から検討する〕

2. 協働に適した事業の検討

市と市民公益活動団体は、ともに公益・非営利の領域(公共分野)で活動していますが、事業によっては、互いに補完し合ったり、協力できる場合もあれば、対立または競合する場合があります。

事業によっては、市と市民公益活動団体が協働することで、より質の高いサービスを提供することが可能となり、また、同時に効率かつ効果的な行財政運営につなげていくことにもなります。

一方、このように市民公益活動団体との協働だけではなく、市民個人においても、公共サービスの受け手だけではなく、提供者となり得る存在であるので、市民個人レベルでの協働も視野に入れた事業の検討も必要と考えます。

協働事業は、市民生活に直接的な関わりがある事業や、市民公益活動団体の特性を活かすことのできる事業に適しています。例えば、次のような場合が協働に適していると考えられます。

(1) 地域の実情に合わせる事業

公共施設の利用サービスに市民及び市民公益活動団体の地域性や柔軟性を活かすことで、その施設を市民が利用しやすくなる場合

(2) 市民参加を求める事業

イベントや啓発事業などの分野で活動している市民公益活動団体と協働することで、多くの市民による市政への参加・参画につながる効果を挙げられる場合

(3) 市が着手したことのない先駆的な事業

市単独では対応しにくい分野において、先駆的に活動している市民公益活動団体と協働することで、事業効果を挙げられる場合

(4) 専門性が求められる分野における事業

市にはない専門性を持つ市民及び市民公益活動団体と協働することで、市の足りない部分が補われ、市民ニーズに応えることができる場合

(5) 迅速性が求められる事業

災害時などにおいて、迅速性を持つ市民や市民公益活動団体と協働することで、素早い対応ができる場合

具体例

< すぐにでも検討できる協働事業 >

公的施設の管理運営業務及び事業運営業務（地域の実情に合わせる事業）

市民公益活動団体の持つ柔軟な発想や専門性など活かしながら、施設の管理運営や事業の企画運営をすることで市民ニーズに対応した満足度の高い施設となることが期待できます。

イベントの企画・運営（市民参加を求める事業・市が着手したことがない先駆的な事業）

柔軟性や企画の斬新さが求められるイベントは、市民公益活動団体の力の発揮しやすい事業です。企画から実施までを市民公益活動団体と共に行うことで、市では思いつかない発想や多様な市民を巻き込んだ事業展開が期待できます。

講座、研修等の企画・実施（市民参加を求める事業）

経験やノウハウが蓄積している分野においては、市民公益活動団体に講座、研修などの企画・実施や講師派遣を委託したり、経費の一部を補助したりといった協働が考えられ、市とは異なる発想に基づいた斬新で効果的な事業を実施することが期待できます。

相談事業（専門性が求められる分野における事業）

相談や助言を行う事業については、市民及び市民公益活動団体の持つ専門知識や地域での経験を活かした、きめ細かで柔軟な対応が期待できます。また、双方が持つ特定の分野でのネットワークが活用されることもあると考えられます。

調査・研究事業（専門性が求められる分野における事業）

特定の分野の実態調査や研究、データベースの作成など、市民公益活動団体の持つ専門性や地域性など特性を活かしたきめ細かな調査研究、あるいは提案型の調査研究が期待できます。

政策評価など外部診断、客観的評価（専門性が求められる分野における事業）

市民及び市民公益活動団体の持つ専門性を活かしながら、市とは異なる視点に基づいた的確な評価が期待できます。 < 参考：NPO法人コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」 >

3. 協働相手の選定に関する確認事項

市民公益活動団体は、活動分野や活動内容、活動地域、財政規模、団体規模など、実に様々であるのが現状です。また、同じ社会的使命（ミッション）を持っていても、その達成方法が異なる場合がほとんどではないかと思われます。市民個人においても同様のことが言えます。

このような多様な市民や市民公益活動団体の中から最も事業に適した協働相手を選定する際には、その活動実績、事業遂行能力や財政状況、運営の透明性、事務局体制などを確認することが重要です。つまり、協働の相手となる市民や市民公益活動団体と事業目標を共有できるかが重要となります。このためにも日頃から協働可能な市民や市民公益活動団体関係の情報を収集しておくことが肝要です。

協働相手を選定する方法は、協働形態によって異なりますが、選定の公平性や透明性を確保するためには、基本的には、公募のうえ選定することが重要です。また、選定経過を公表することも大切と言えます。協働相手の選定については、「閉じられた協働」ではなく、「開かれた協働」を基本原則としなければなりません。

そこで、協働相手の選定の際に、確認すべき主な項目を以下のとおり参考までに例示しました。

(1) 活動実績

特定非営利活動法人の認証に際しては、活動実績は問わず、書類のみで審査されることになっていますが、市民公益活動団体との協働を考える場合は、法人格の有無に関わらず、市民公益活動を着実にやっているかなど、活動実績を見て判断することが重要です。

(2) 活動内容

- ・ 協働対象事業と共通する事業実施の実績（経験の有無）
- ・ 市の施策目標と合致する公益性のある活動内容
- ・ 財政状況にあった活動実績
- ・ 受益者数

(3) 特定非営利活動法人の場合、特定非営利活動促進法に基づく義務の遂行

- ・ 特定非営利活動促進法上の義務（適切な内容の事業報告書、決算書等の提出）
- ・ 納税の義務（納めるべき税金の納付）

(4) 事業の実施能力

- ・ 事業計画の経費、人員、スケジュールなどの妥当性
- ・ 継続的、安定的な事業実施のための能力
- ・ 市との協働事業の経験の有無

(5) 財政状況

- ・適切な経理による収支の健全性、安定性
- ・収益事業の妥当性
- ・財政に見合った事業計画の策定

(6) 団体運営の透明性や自立（自律）性

- ・事業報告書、経理状況などの積極的な情報公開
- ・自己評価または第三者評価の実施の有無とその公開
- ・会費、寄附金、協賛金など安定的な収入の確保

(7) 事務局体制・会員数

- ・多くの会員、協力者などによる支援
- ・事業を十分に実施できる事務局体制

(8) その他基本的事項

- ・主たる目的として宗教活動や政治活動の実施の有無
- ・特定非営利活動促進法などの法律を逸脱した活動の有無

政策形成過程における市民、市民公益活動団体の参画と透明性の確保

・市と市民、市民公益活動団体の信頼関係の構築にとって一番重要なことは、市側から積極的な情報公開を行い、透明性の確保に努める姿勢です。こうした姿勢を背景として、社会的に信頼のおける相手と効果的な協働を進めるためには、事業計画案の段階から、市民、市民公益活動団体の意見を取り入れたりといったように、共に知恵を出し合うことが大切です。また、市民公益活動団体が自己責任のもとに行う情報公開の状況、団体運営や経理の適正性、活動実績などは、協働相手を選定するために必要な確認事項です。こうした確認事項による協働相手の選定は、協働事業における公平性を確保するためには重要なことです。そのためには、市側が協働の相手先の選定に関する確認事項や協働事業の内容を公開するなど、協働事業の透明性を確保する必要があります。

・協働を効果的に推進するためには、常に評価し、その結果を次の協働にフィードバックしていくことも重要です。

4 . 委託契約の方法

「第1章の5 . 市と市民、市民公益活動団体の協働形態」の中で、「委託契約に基づく協働」に関する概要、効果、留意点を記述していますが、ここでは、委託契約に関する具体的なケースと契約締結における重要ポイントを検討しました。

(1) 随意契約による具体的な選定ケース

協働相手となりうる市民公益活動団体が1団体しかない場合

履行できる市民公益活動団体が特定の1団体に限定されている場合は、必ず見積りを徴取したうえで随意契約（特命随意契約）となります。

〔留意点〕

- ・市民公益活動団体の活動内容、事業遂行能力などについて十分審査する必要があります。
- ・当該事業を実施できる市民公益活動団体が特定1団体である理由を明確にし、また、市民などから選定方法や選定理由などを求められたときには、十分な説明を行わなければなりません。

協働相手となりうる市民公益活動団体等が複数ある場合

A . 見積り合わせによる選定

業者登録した2団体以上から見積書を徴取し、市の予定価格の範囲内で価格競争により特定の1団体を選定する方法です。

B . プロポーザル（企画提案）方式による選定

公募により団体が企画提案したものを審査し、価格面だけによらず、事業目的の遂行に最も適した提案を行った団体を選定する方法です。

〔留意点〕

- ・市民公益活動団体からの自由な発想による企画がなされるよう、事業の概要はできる限り骨格的なものに留めておく必要があります。
- ・市民公益活動団体の履行方法や履行体制など、団体の事業遂行能力を十分に審査する必要があります。
- ・プロポーザル（企画提案）方式で行う場合は、公募するなどして、多くの市民公益活動団体に参入機会を与えることが重要であり、選定にあたっては、公平性、公正性、透明性の確保から第三者機関を設置し、審査基準や選定に至る流れなど明確にする必要があります。

(2) 一般競争入札または指名競争入札による具体的な選定ケース

協働相手となりうる市民公益活動団体が複数あり、事業者によっても実施が可能な場合、この方法を採用することになりますが、市民公益活動団体は、事業者と同様に、事前に競争入札参加資格審査申請を行い、指名（業者）登録名簿に登載され、指名競争入札に参加することになります。事業内容によっては、一般競争入札になる場合もあります。

〔留意点〕

市民公益活動団体と事業者とが同列で競争することになるので、今後、市民公益活動団体のマネージメント能力が向上してくると、市民公益活動が非営利であることから、営利を目的とする事業者にとってはコスト面で不利な状況となります。一方、市民公益活動団体が事業者と競争するために収益事業に執着してしまい、本来団体の持つ社会的使命（ミッション）を忘れるといった事態になる恐れも考えられます。

こうしたことから、事業者や市民公益活動団体双方の特性を活かせるよう、事業者向きとか市民公益活動団体向き、あるいは、双方が競争する方が効果がある事業といったように適性別に事業を分類するような工夫が必要であると考えます。

< 委託先を選定するための方法 >

一般競争入札

これは、契約に関する公告を行い、一定の資格のある不特定多数の希望者すべてから参加を募り、入札により競争させ、最も有利な条件（金額）を提示した団体と契約を締結する方法です。原則として、誰でも競争に参加する機会が与えられ、また、契約手続きが公開されますが、一般競争入札参加資格を確認するために競争入札参加資格審査申請書を提出しなければなりません。

指名競争入札

これは、資金力、信用力、技術力などについて適当と認められる特定多数の団体を市で定めた「大阪狭山市建設工事及び委託業務請負業者選定規程」に適合し、入札参加資格者名簿に登載された中から選考し、通知によって指名して入札に参加させ、最も有利な条件（金額）を提示した団体と契約を締結する方法です。

随意契約

これは、契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、適正に施工できる団体を市が任意に選定した中から見積書を徴して契約を締結する方法です。但し、市の財務規則により契約の限度額や2人（団体）以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴取することなどの規定があります。

< 委託契約にかかる市民公益活動団体の要件 >

特定非営利活動法人（NPO法人）または社会貢献活動を行う任意団体であること。但し、任意団体にあつては、会則またはそれに準ずるものの整備が必要です。。

委託事業に沿った活動を通常の活動の中でも実施している団体であること。

団体の活動歴が原則として設立から継続して1年以上あること。但し、特定非営利活動法人にあつては、任意団体時も含みます。

代表者を含め3人以上の役員を有すること。

事業計画、予算、決算を示すことができること。

宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

特定の公職者（候補者含む）若しくは、政党の推薦、支持、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

(3) 契約締結における重要ポイント

市民公益活動団体との契約にあたっては、契約手続や契約自体に十分精通していない場合もあるので、協働事業が円滑に進められるように、受託団体と十分な意思疎通を図るとともに、契約時には、次のことに特に留意する必要があります。

仕様書の作成

市にとって事業を計画的に実施していくことは当たり前のこととして日々実践していますが、市民公益活動団体には、事業を実施していく中で、事業内容が変わるのが当然であるかのようにとらえている向きもあることから、むやみに仕様書を変更できないことを十分に説明し、理解を得ておくことが重要です。

見積書の徴取

見積書をとる場合、市民公益活動団体の多くは作成経験が少ないため、どのような内容、項目を見積るのか、また、事業執行に想定される経費の項目などを十分説明しておく必要があります。

契約保証金の取り扱い

契約保証金は、事業の完全な履行を確保し、年度途中での事業執行が不可能になった場合に受ける行政の損害の賠償を容易にするため受託者から徴するもので、契約金額の5%以上を市に納付することが財務規則第136条で規定されています。また、第137条で規定の契約者に代わって契約の履行を保証するため契約保証人を立てることもできます。現在は、市では契約保証金、保証人に変えて市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社とすることを薦めているとのことです。

契約書の作成

地方公共団体における契約書の作成は、地方自治法234条に定められていますが、市の財務規則第135条の規定により30万円未満の契約の場合は、契約書の作成を省略することができます。また、省略するときであっても、給付内容、履行期限、契約金額などその他必要な事項を記載した請書を契約者から徴さなければならないことが定められています。契約書、請書には、協働の意義に基づいた事業執行を目指している内容及び履行における合意事項を盛り込むことが重要です。

支払方法

履行確認後の完了払いが原則となります。しかし、履行前に一定の経費を支払わなければ事業を遂行することができないなど特別な理由があるときは、市の収入役室及び事業担当課と協議のうえ、委託金の一部を前払い(地方自治法施行令第163条第2号)、部分払いなどにより対処することが望ましいと考えます。

事業の進行管理

協働事業を円滑に進めるため、事業の執行状況やその進捗状況について、市民公益活

動団体と協議のうえ、その報告書の書式や提出時期について決めておくことが大切です。

事業完了の事務手続

市の財務規則の規定に基づく検査を実施するとともに、事業担当課は、事業目標を達成できたかなど、履行状況を行政評価システムに準じて評価し、その結果を公表することが望まれます。

具体例

市民公益活動団体の特性を活かす委託業務

定型的業務

定型的、あるいは大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できる業務

(例) 各種アンケート調査・統計調査業務、窓口サービス業務など

専門的業務

高度で専門的な技術や知識を必要とする業務で市民公益活動団体の能力を活用した方が効率的な業務

(例) 技術指導・相談業務、調査研究・分析、検査・情報化関連業務など

企画運営業務

市民公益活動団体の企画力やノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できる業務

(例) イベント・シンポジウムなどの企画運営業務、研修・講座など開催業務、計画・構想策定関連業務、広報業務など

公的施設の管理運営業務及び事業運営業務

市民公益活動団体への委託により弾力的・効率的な運営が期待できる業務

(例) 公の施設の管理運営業務など

公の施設の管理運営委託：地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき行う（注：平成 15 年 9 月 2 日からこの条項は管理委託制度から指定管理者制度に改正施行されたので、現在、市条例において管理委託について規定している場合は、3 年以内に条例改正する必要があります。

第3章 協働事業の評価とその活用

1. 評価の目的

市民、市民公益活動団体との協働によって行われた事業に対する評価は、その目的が達成されたかどうか、協働することによってより効果的なサービスが提供できたかなどを客観的に分析し、次の協働事業の推進に活かすことを目的に行うものです。

現在、大阪狭山市では、市が行っている様々な施策が市民の役に立っているかを点検し、改善するための行政評価システムが既に導入されています。

しかし、この評価システムについては、市民、市民公益活動団体との協働事業に関して、協働の原則がベースとなっていないのが現状です。そこで、この評価システムに協働の視点を加えたものなど協働事業の推進に役立つような評価のあり方を検討し、導入する必要があります。

そのためには、行政主体による評価システムだけではなく、市民公益活動団体が自ら行う評価や協働による公共サービスを受ける市民による評価、また、協働事業に関わる者以外の第三者機関による評価など多面的に取り組む必要があります。

2. 評価主体

評価としては、事業執行者としての立場で評価する自己評価（内部評価）、顧客、つまり、受益者の立場で評価する受益者評価、利害関係のない第三者が評価する第三者評価が考えられます。

行政の場合、行政自身が事業の評価を行うのが一般的ですが、協働事業に関しては、行政と市民、市民公益活動団体がともに事業計画案の段階から関わっていることから、市職員のみならず市民、市民公益活動団体による評価を進める必要があります。また、市民、市民公益活動団体が市との協働事業を通じて、主体的にまちづくりに関わることはもちろんのこと、市民本位による市政の実現という観点からすれば、第三者による評価の実施が求められます。

特に、補助金交付や委託契約といった資金の流れが伴う協働形態では、公平性、公正性、透明性を担保するためにも協働事業に関わる者以外の第三者機関による公開評価が必要です。

評価において最も大切なことは、評価そのものが日常化することです。つまり、事業を実施するにあたっては、必ず「目的・成果目標」を確定してからスタートするような習慣を身に付けておくことが重要です。

3. 評価に必要な情報収集、整理と共有

評価を行うためには、その目的に応じたデータや資料などの情報収集や整理が必要であると同時に、それを互いに共有することが大切です。例えば、事業報告書や収支決算書、サービスの利用者数など、市民公益活動団体が有する基礎的な情報、データが挙げ

られます。そのためにも市民公益活動団体は、日頃からその蓄積・整理に留意しておくことが大切です。

また、協働事業に関わるアンケートやヒアリングなど、評価を行うことを目的に調査、収集した情報やデータを整理することや、相対的な比較対象として参考となるような各種統計書や文献、他の市民公益活動団体の報告書などを収集整理することも重要です。

4 . 評価を測る視点

(1) プロセスの評価と成果の評価

評価で測る過程として、プロセスの評価と成果の評価が挙げられます。

プロセスの評価は、事業計画段階での情報のあり方やその検討のし方、また、事業運営や対応における意思決定の公正性、情報公開など、そのプロセスに着目して評価を行うものです。

成果の評価は、事業を行ったことにより生じたものや影響度など、成果に着目して組織の評価や事業の評価を行うものです。

(2) 時期、段階の評価

評価で測る時期、段階として事前評価、期中評価、事後評価が挙げられます。

事前評価は、事業計画段階など、事業の実行前に評価を行うもので、主としてその計画の妥当性について評価を行うものです。

期中評価は、事業実施中など、事業の実行途中に評価を行うもので、主として運営や進行状況について評価を行うものです。

事後評価は、事業完了後など、事業の実行後に評価を行うもので、成果や効果の測定も含めた形で評価を行うものです。

5 . 評価の手法

評価には一定の時間やコストを必要とするため、全てのことに対応した評価を行うことは、その負担が互いに大きなものになります。このため、互いの負担を極力少なくし、効果的に評価を活かしていくためにも、そのツールとして下記のような協働評価項目をベースとした簡易かつ簡便な評価基準や評価チェックシートの作成に取り組むとともに、その公表や運用方法について検討する必要があります。

(1) 協働手法を用いたことの適否

- ・ 協働することにより目標は達成できたか
- ・ 効率的、効果的な事業運営ができたか
- ・ 市単独で行うよりも高い成果が得られたか
- ・ 協働においては対等であったか
- ・ 対話と合意の過程が重視されたか
- ・ 協働の過程の情報公開は行われたか

(2) 協働相手の選定に関する妥当性

- ・選定に関する確認事項や選定方法、理由は妥当なものであったか
- ・選定に関する確認事項や選定方法、選定結果の情報公開は行われたか
- ・協働事業に関連する市民、市民公益活動団体の情報収集に努めたか

(3) 協働形態の選定に関する妥当性

- ・採用した形態は妥当であったか
- ・双方の役割分担や責任の所在は明確にできたか
- ・市民、市民公益活動団体の持つ特性を活かすことができたか
- ・成果物の帰属について適正に処理されたか

(4) 目標設定の妥当性

- ・協働事業目標の設定は適当であったか
- ・円滑な目標設定が行えたか

(5) 目標達成度

- ・予定どおり目標は達成されたか
- ・市民の満足度は高まったか
- ・適時目標は見直したか

(6) 費用対効果

- ・コストの低減またはサービスの向上が図られたか
- ・効果に見合うコストとなっているか

6. 評価結果の活用

協働事業をより実効あるものとするためにも、協働事業を実施したことによる成果を互いに点検評価しながら、意見交換することが大切です。そうすることで、評価の客観性や合理性を高めることができるとともに、互いの課題が明確になった場合は、それを改善するための対策を考えていく必要があります。また、評価の結果については、次の協働事業の企画、実施へとフィードバックし、協働事業や協働手法、協働相手などについて、絶えず見直していくことが必要です。

7. 協働事業及び評価結果の公表

協働事業の検討、実施、評価の過程を常に公開していくことは、協働に対する市民との相互理解や信頼関係の構築につながり、同一団体との惰性や馴れ合いの弊害、特定団体の既得権益化を防ぐことができるなど適正な協働関係を維持するためにも不可欠な条件です。また、協働事業に関するすべての評価結果の公表は、協働の原則からしても当然のことと言えますし、事業の透明度が高まり、市民納得度（市民に対する説明責任）

の向上にもつながります。ただ、公表にあたっては、プライバシーに係わる事柄を除くことが原則です。

8 . 評価者の人材育成

評価を行う市民、市民公益活動団体、市職員が、より有効な評価ができたり、評価結果を有効活用するうえで必要な知識や技術など修得できるような研修、講座を実施することが必要です。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況

年	月	日	会議名	審議概要など
平成 15 年	8	26	第1回促進委員会	平成15年度における諮問に係る審議項目について (1)協働の基本的な考え方について (2)協働事業の進め方について 特に「協働の基本的な考え方」についての審議
	10	2	第2回促進委員会	(1)協働の基本的な考え方について(前回審議の確認等) (2)協働事業の進め方について 協働に適した対象事業の選定方法 適切な協働形態の選択と形態毎のマニュアル化 協働相手の選定方法及びその基準づくり 協働事業の評価とフィードバック
	10	20	第3回促進委員会	(1)協働事業の進め方について(前回審議の確認等) (2)「市民との協働によるまちづくりの進め方～協働関係の推進～」に関する全体的なまとめについて
	11	20	第4回促進委員会	(1)「市民・NPOとの協働によるまちづくりの進め方」概要報告について(前回審議の確認等) (2)「協働を進めるための基本的な考え方」、「協働の具体的な進め方」及び「協働事業の評価とフィードバック」に関する詳細について ～第2次中間答申に向けて～
	12	24	第5回促進委員会	(1)協働事業の評価とフィードバックについて 平成16年4月から実施予定の公募型補助事業に関する審査、評価等の具体化について検討 (2)報告事項 市民活動支援センターの現状 市民公益活動促進条例第9条にかかる市民公益活動団体の公表状況 本市を拠点とする特定非営利活動法人の現状
平成 16 年	1	29	第6回促進委員会	(1)第5回促進委員会の審議内容の確認等 (2)概要報告第3章「協働事業の評価とフィードバック」改訂案の再考及び第2次中間答申案について

大阪狭山市市民公益活動促進委員会名簿

〔委嘱日：平成14年（2002年）8月27日・期間：2ヶ年〕

役職	名前	所属団体	備考
委員長	今西幸蔵	京都学園大学人間文化学部	学識経験者
委員長職務代理	上田 譽志美	関西大学文学部	
委員	小原一浩		市民
委員	高嶋純子		
委員	原 公子		
委員	平野博義		
委員	村元文子		
委員	井上健太郎	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会	市民公益活動 団体関係者
委員	住本尚志	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ 大阪狭山拠点	
委員	鳥山 健	大阪狭山市都市間市民交流協会	
委員	西田 亜矢子	特定非営利活動法人メープルエイド	
委員	吉川 寿一	(社)大阪狭山市社会福祉協議会	
委員	小澤利和	大阪狭山青年会議所	事業者
委員	墨 守 晏	大阪狭山市商工会	
委員	辻 信 夫	大阪狭山市地区長会	市長が適当 と認める者